

**貨物概要**

酵母の培養を目的として、必要な栄養分を配合した調製品で、粉末状のもの。

成分割合

しょ糖又はぶどう糖	88.2%
りん酸アンモニウム	3.5%
硫酸アンモニウム	3.5%
硫酸マグネシウム	1.8%
塩化カリウム	3.0%

**分類**

関税率表第 3821.00 号（統計番号 3821.00-000）の微生物用の調製培養剤

**分類理由**

第 38 類注 1 は、化学品と食用品その他栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のものは第 38 類には含まないとされていますが、食料品ではなく、食料品の調製に使用する種類のものでもないことから、これに該当しません。

したがって、酵母の培養に用いられる調製培養剤として上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）